

4月は統一地方選挙

みんなで
投票さ
行こう！



【県議会議員一般選挙】 ■告示日3月31日(金) 投票日4月9日(日)

【市議会議員一般選挙】 ■告示日4月16日(日) 投票日4月23日(日)

■投票時間 午前7時～午後8時(河辺・雄和は午後7時まで)

問い合わせ▶秋田市選挙管理委員会事務局☎(888)5786 広報ID番号▶1036063

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

秋田県議会議員選挙

【秋田市で投票できるかた】

平成17年4月10日以前に生まれ、
令和4年12月30日までに秋田市に
住民登録をして、引き続き3か月
以上市内に住んでいるかた

◆令和4年12月31日以降に、

秋田市へ転入してきたかた

▼県内から転入⇨前に住んでいた市町
村での投票になります

*前の居住地から投票用紙を送ってもらい、
秋田市で不在者投票することもできます。
前の居住地の選挙管理委員会にお問い合わせ
ください。投票用紙の請求用紙は市選挙
管理委員会にもあります。

▼県外から転入⇨投票できません

◆令和4年12月9日以降に、

秋田市外へ転出したかた

▼県内へ転出⇨秋田市の選挙人名簿に
登録されているかたは、秋田市で投
票できます。ただし、すでに転出先
の選挙人名簿に登録されている場合
は、転出先での投票になります

*「秋田市から転出」したかたが投票する際
は、「引き続き県内に住所を有する旨の証
明書」または「引き続き県内に住所を有する
確認が必要です。」証明書は、各市町村
の住民票担当窓口で無料で発行します。

▼県外へ転出⇨投票できません

秋田市議会議員選挙

【秋田市で投票できるかた】

平成17年4月24日以前に生まれ、
令和5年1月15日までに秋田市に
住民登録をして、引き続き投票日
まで市内に住んでいるかた

▼秋田市から転出したかたは投票できま
せん

次の日程以降に市内で転居の届出
をしたかたは、転居前の住所地の
投票所での投票となります

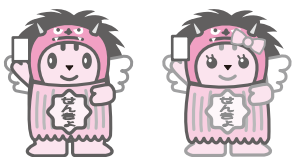
▼県議…3月11日以降

▼市議…4月1日以降

投票所入場券

投票所入場券は郵便でお届け
します。紛失しても投票でき
ますので、運転免許証などの
身分証明書をお持ちの上、投
票所受付でお話してください。

入場券の色は県議選が黄色、
市議選が緑色



期日前投票

投票日当日の投票が無理な場合は、告
示日翌日から投票期日前日までの間、期日
前投票ができます。

◆期日前投票期間

県議…4月1日(土)～8日(土)

市議…4月17日(月)～22日(土)

*4月1日(土)は、市役所1階市民ホールのみ。

◆期日前投票所と投票時間

あらかじめ、入場券裏面の「宣誓書」に
必要事項を記入してお持ちください。

▼市役所1階市民ホール

⇨午前8時30分～午後8時

▼西部市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後6時

▼北部市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後6時

▼河辺市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後5時

▼雄和市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後5時

▼岩見三内連絡所・大正寺連絡所

⇨午前8時30分～午後5時

▼秋田駅西口ぼほろーど・イオンモール秋

田2階⇨午前10時～午後8時

▼秋田大学手形キャンパス大学会館2階

(4月4日(火)・19日(水)のみ開設)

⇨午前11時～午後5時

投票所での新型コロナウイルス感染症対
策の実施にご協力ください